

【表紙】
【提出書類】 訂正発行登録書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和7年5月16日
【会社名】 エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー
(HSBC Bank plc)
【代表者の役職氏名】 マーケッツ・証券サービス、欧州・中東・アフリカ地域、
チーフ・オペレーティング・オフィサー
デイヴィッド・グリムショウ
(David Grimshaw, Chief Operating Officer, EMEA, MSS)
【本店の所在の場所】 連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 芦 澤 千 尋
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03-6632-6600
【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 須 賀 彩 央 里
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03-6632-6600
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債
【発行登録書の内容】

提出日	令和5年8月17日
効力発生日	令和5年8月30日
有効期限	令和7年8月29日
発行登録番号	5 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	496,643,931,500円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和7年5月16日（提出日）である。
【提出理由】 令和7年5月9日付訂正発行登録書に記載の事項の一部を訂正するため、令和5年8月17日付発行登録書の訂正発行登録書として本訂正発行登録書を提出するものである（訂正内容については本文を参照のこと。）。
【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

【訂正内容】

（以下の訂正が、令和7年5月9日提出の訂正発行登録書によって挿入された「第一部 証券情報」における「エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 米ドル建社債及びエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー2030年5月28日満期 豪ドル建社債に関する情報」に対してなされる。訂正箇所は下線で示される。）

第一部【証券情報】

(訂正前)

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

銘 柄	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 米ドル建社債（注1）
< 中略 >	
利 率	年（未定）％ （年2.90％から4.90％を仮条件とする。）（注2）（注3）（注4）
利払日	毎年5月28日及び11月28日
償還期限	2030年5月28日（注5）

（注1） 本社債は、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）の社債及びワラント発行プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2025年5月28日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、随時更新され置き換えられる2023年5月25日付約束証書（以下「約束証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2024年5月31日付募集目論見書（その後に発行された又は発行される予定である補足目論見書を含み、以下「募集目論見書」という。）及び本社債に係る補足条件書（以下「補足条件書」という。）（いずれも英文で記載されている。）に記載されている。本社債の一部は、売出人と同一のグループ会社であるSMBC Bank International plcによって、引き受けられる。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

< 中略 >

（注3） 本社債の付利は2025年5月28日より開始する。

< 中略 >

豪ドル建社債

銘 柄	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 豪ドル建社債（注1）
< 中略 >	

利 率	年（未定）％ （年2.80％から4.80％を仮条件とする。）（注2）（注3）（注4）
利払日	毎年5月28日及び11月28日
償還期限	2030年5月28日（注5）

（注1） 本社債は、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）の社債及びワラント発行プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2025年5月28日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、随時更新され置き換えられる2023年5月25日付約束証書（以下「約束証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2024年5月31日付募集目論見書（その後に発行された又は発行される予定である補足目論見書を含み、以下「募集目論見書」という。）及び本社債に係る補足条件書（以下「補足条件書」という。）（いずれも英文で記載されている。）に記載されている。本社債の一部は、売出人と同一のグループ会社であるSMBC Bank International plcによって、引き受けられる。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

< 中略 >

（注3） 本社債の付利は2025年5月28日より開始する。

< 中略 >

2【売出しの条件】

米ドル建社債

< 中略 >	
申込期間	2025年5月21日から2025年5月28日まで（注1）
< 中略 >	
摘 要	2025年5月29日を受渡期日とする（注1）

（注1） 一定の事情により、本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日のいずれか、又は全てを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

< 中略 >

豪ドル建社債

< 中略 >	
申込期間	2025年5月21日から2025年5月28日まで（注1）
< 中略 >	
摘 要	2025年5月29日を受渡期日とする（注1）

（注1） 一定の事情により、本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日のいずれか、又は全てを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

< 中略 >

売出社債のその他の主要な事項

1. 利 息

米ドル建社債

(1) 各本社債の利息は、「１ 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）—利率」に記載の利率で、利息起算日である2025年５月28日（同日を含む。）から2030年５月28日（以下「満期償還日」という。）又は（適用ある場合）期限前償還される日（いずれも同日を含まない。）までこれを付す。利息の支払日は、2025年11月28日を初回とし、それ以降満期償還日又は期限前償還される日（いずれも同日を含む。）まで、毎年５月28日及び11月28日（以下、それぞれ「利払日」という。）に、下記「３．支払い」の規定に従って後払いで支払われる。各利払日の利息として額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルが支払われる。

< 中略 >

豪ドル建社債

(1) 各本社債の利息は、「１ 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）—利率」に記載の利率で、利息起算日である2025年５月28日（同日を含む。）から2030年５月28日（以下「満期償還日」という。）又は（適用ある場合）期限前償還される日（いずれも同日を含まない。）までこれを付す。利息の支払日は、2025年11月28日を初回とし、それ以降満期償還日又は期限前償還される日（いずれも同日を含む。）まで、毎年５月28日及び11月28日（以下、それぞれ「利払日」という。）に、下記「３．支払い」の規定に従って後払いで支払われる。各利払日の利息として額面金額1,000豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルが支払われる。

< 後略 >

(訂正後)

第２【売出要項】

１【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

銘 柄	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年５月28日満期 米ドル建社債（注１）
< 中略 >	
利 率	年（未定）％ （年2.90％から4.90％を仮条件とする。）（注２）（注３）（注４）
利払日	毎年５月28日及び11月28日
償還期限	2030年５月28日（注５）

（注１） 本社債は、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）の社債及びワラント発行プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2025年５月27日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、随時更新され置き換えられる2023年５月25日付約束証書（以下「約束証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2024年５月31日付募集目論見書（その後に発行された又は発行される予定である補足目論見書を含み、以下「募集目論見書」という。）及び本社債に係る補足条件書（以下「補足条件書」という。）（いずれも英文で記載されている。）に記載されている。本社債の一部は、売出人と同一のグループ会社であるSMBC Bank International plcによって、引き受けられる。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

< 中略 >

（注３） 本社債の付利は2025年５月27日より開始する。

< 中略 >

豪ドル建社債

銘 柄	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年 5 月28日満期 豪ドル建社債（注 1）
< 中略 >	
利 率	年（未定）％ （年2.80％から4.80％を仮条件とする。）（注 2）（注 3）（注 4）
利払日	毎年 5 月28日及び11月28日
償還期限	2030年 5 月28日（注 5）

（注 1） 本社債は、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）の社債及びワラント発行プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2025年 5 月27日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、随時更新され置き換えられる2023年 5 月25日付約束証書（以下「約束証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2024年 5 月31日付募集目論見書（その後に発行された又は発行される予定である補足目論見書を含み、以下「募集目論見書」という。）及び本社債に係る補足条件書（以下「補足条件書」という。）（いずれも英文で記載されている。）に記載されている。本社債の一部は、売出人と同一のグループ会社であるSMBC Bank International plcによって、引き受けられる。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

< 中略 >

（注 3） 本社債の付利は2025年 5 月27日より開始する。

< 中略 >

2【売出しの条件】

米ドル建社債

< 中略 >	
申込期間	2025年 5 月21日から2025年 5 月27日まで（注 1）
< 中略 >	
摘 要	2025年 5 月28日を受渡期日とする（注 1）

（注 1） 一定の事情により、本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日のいずれか、又は全てを概ね 1 週間程度の範囲で繰り下げることがある。

< 中略 >

豪ドル建社債

< 中略 >	
申込期間	2025年 5 月21日から2025年 5 月27日まで（注 1）
< 中略 >	
摘 要	2025年 5 月28日を受渡期日とする（注 1）

(注1) 一定の事情により、本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日のいずれか、又は全てを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

< 中略 >

売出社債のその他の主要な事項

1. 利 息

米ドル建社債

- (1) 各本社債の利息は、「1 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）—利率」に記載の利率で、利息起算日である2025年5月27日（同日を含む。）から2030年5月28日（以下「満期償還日」という。）又は（適用ある場合）期限前償還される日（いずれも同日を含まない。）までこれを付す。利息の支払日は、2025年11月28日を初回とし、それ以降満期償還日又は期限前償還される日（いずれも同日を含む。）まで、毎年5月28日及び11月28日（以下、それぞれ「利払日」という。）に、下記「3. 支払い」の規定に従って後払いで支払われる。各利払日の利息として額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルが支払われる。ただし、初回の利払日の利息については、2025年5月27日（同日を含む。）から2025年11月28日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルが支払われる。

< 中略 >

豪ドル建社債

- (1) 各本社債の利息は、「1 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）—利率」に記載の利率で、利息起算日である2025年5月27日（同日を含む。）から2030年5月28日（以下「満期償還日」という。）又は（適用ある場合）期限前償還される日（いずれも同日を含まない。）までこれを付す。利息の支払日は、2025年11月28日を初回とし、それ以降満期償還日又は期限前償還される日（いずれも同日を含む。）まで、毎年5月28日及び11月28日（以下、それぞれ「利払日」という。）に、下記「3. 支払い」の規定に従って後払いで支払われる。各利払日の利息として額面金額1,000豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルが支払われる。ただし、初回の利払日の利息については、2025年5月27日（同日を含む。）から2025年11月28日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルが支払われる。

< 後略 >